

## 西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）に基づき、民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、安全で安心な生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査事業を行う建築物の所有者等に対し、西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第53号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アスベスト 吹付け石綿又はアスベストを含有する吹付けロックウールをいう。
- (2) 補助対象建築物 本市の区域内に存する民間建築物で、独立行政法人、本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体が設立し、又は出資を行う法人の所有に属するもの以外のものをいう。
- (3) 分析調査事業 壁、柱、天井等に吹き付けられた建築建材のうち、アスベストが施工されている可能性があるものに係るアスベストの試料採取、アスベスト含有の有無の判定及び含有率の測定に係る調査をいう。
- (4) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 所有者
  - イ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体、同法第65条に規定する団地建物所有者の団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人
  - ウ ア又はイのいずれかに該当する者との契約等により補助対象建築物の管理を行っている者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象建築物の所有者等が行う分析調査事業で、別表第1に定める基準に適合するものとする。

(補助金の交付要件等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 補助対象建築物の所有者等であること。
- (2) 西海市税を滞納していないこと。
- (3) 分析調査事業に対し、国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けていないこと。

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟（1の敷地内に複数の建築物がある場合については、それぞれの建築物）につき、1回限りとする。

（対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（補助金交付の申請）

第6条 申請者は、西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に2部提出するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所在地、呼称、用途及び分析調査箇所を示す書類で次に掲げるもの
  - ア 案内図（調査地の位置）
  - イ 配置図（縮尺、方位）
  - ウ 平面図（調査部分を明記したもの）
  - エ 現況写真（建物外観、調査部分及び当該部分のアスベストの状況が判断できるもの）
- (2) 分析調査受託者の調査仕様書及び2社以上の見積書
- (3) 第4条第1項第1号に該当する者であることを証する書類で次に掲げるもの
  - ア 補助対象建築物に係る固定資産税の納税通知書（写し）又は固定資産土地・家屋（補充）課税台帳登録証明書（名寄帳）
  - イ 補助金の交付を受けようとする者が、第2条第4号イに規定する区分所有者の団体又は管理者の場合は、団体の代表者又は管理者を証する規約等の書類
- (4) 西海市税に未納がないことの証明書
- (5) 補助対象建築物が共有物である場合は、所有者全員の合意があることを証する書類（申請者が第2条第4号イに規定する区分所有者の団体又は管理者である場合を除く。）
- (6) 委任状（代理人が申請する場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、適当と認めるときは、西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 申請者は、交付決定通知後に事業に着手しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第9条 申請者は、補助金の交付決定後に分析調査事業の内容を変更しようとするときは、速やかに、西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、変更事業に着手する前に市長に2部提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) 第6条各号に掲げる書類のうち、内容の変更がある書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第7条及び第8条の規定は、前項の規定による補助金の交付額の変更申請について準用する。この場合において、第7条第1項中「西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）」とあるのは、「西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）」と読み替えるものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第10条 申請者は、中止し、又は廃止するときは、次条に定める完了報告を行なう前までに西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業（中止・廃止）承認申請書（様式第6号。以下「承認申請書」という。）に交付決定通知書の写し及び市長が必要と認める書類を添付して市長に2部提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書を受理したときは、西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 申請者は、事業が完了したときは、西海市民間建築物吹付けアスベ

ト改修支援事業完了実績報告書（様式第8号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

- （1） 分析機関が発行した分析調査結果報告書（建築物の所在地、呼称、採取日、分析機関の名称、調査方法が記載されたもの）の写し
- （2） 分析機関と締結した契約書等の写し
- （3） 分析による調査に要した経費に係る分析調査受託者からの請求書の写し
- （4） 調査箇所の採取状況写真及び採取後の現場写真
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された完了報告書の内容が適当と認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、西海市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付請求書（様式第10号）に分析調査受託者に支払った領収書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（検査等に対する協力）

第14条 申請者は、この告示による補助金の交付等に関し、市長が必要な検査、調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備）

第15条 申請者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を備え付け、当該補助金の交付を受けてから5年間保存しなければならない。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

分析調査事業に係る基準	<p>(1) 分析調査の受託者は、試料採取を行う事業所又は分析を行う分析機関であること。</p> <p>(2) 分析機関は、社団法人日本作業環境測定協会が公表した石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定が可能な石綿含有率分析可能機関又は次号に規定する調査方法によりアスベストの有無及び含有量を測定できる機関であること。</p> <p>(3) 分析調査による調査方法は、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有量を判定できる場合は、これによることができる。</p> <p>(4) 調査を行う者は、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条の規定に基づき登録を受けた作業環境測定士とする。</p>
-------------	---

別表第2（第5条関係）

	対象経費	補助金の額
分析調査事業	補助対象建築物に係る分析調査に要する経費で、分析調査受託者に対して支払う経費	補助対象建築物1棟（1の敷地内に複数の建築物がある場合については、それぞれの建築物）につき、補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、250,000円を上限とする。

備考 所有者等が課税事業主で、確定申告時、対象経費の消費税額を納税額より控除する場合は、補助金の額から消費税相当額を除く。